

主税連

特集

日税連役員との懇談会報告

横濱全国大会のご案内

- 124
- 125
- 126
- 127
- 128
- 129
- 130
- 131
- 132
- 133
- 134
- 135**
- 136
- 137
- 138

July.15.2003 No.

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン303
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

Content

会長あいさつ

「税務過疎」と税理士 ————— 会長 徳田 匡泰— 3～4

日税連役員と懇談会開催

- テーマⅠ 補助税理士について ————— 5～6
テーマⅡ 公認会計士・弁護士問題について ————— 6～7
テーマⅢ 中小会社会計基準について、商法改正について — 7～8

特別寄稿

ヤミ金問題の現状 ————— 埼玉青年司法書士協議会 比留間 貢— 8～9



横浜中華街

全青税横濱大会のご案内

- 「住基ネット」で激論必至？
横濱大会スケジュール ————— 10
観光案内 ————— 11
住基ネット関連資料 ————— 12～14



横浜港ベイブリッジ

全青税ホームページアドレス <http://aozei.com>

会長 2 期目を迎えて 「税務過疎」と税理士

会長 徳田 匡泰

早いものでもう 1 年を振り返る季節となった。「島奉行」を自認する私にとって今年度の一番の思い出は、やはり小笠原村等の「税務過疎」問題との取組みであろう。

言うまでもないが、わが国の納税者は都会暮らしであろうと過疎地暮らしであろうと、法の定めるところにより平等に納税の義務を負っている。しかしすべての納税者が、この義務を履行するために必要とする税務サービス（税理士法 2 条の業務）の提供を受けているかということ、実態は、その納税者が何処で生活しているかにより、著しく不平等な取扱いを受けているという状況にある。こうした現実を私は「小笠原」から学んだ。

●東洋のガラパゴス？

「小笠原」

「〈東洋のガラパゴス〉小笠原で巡回法律・税務相談を開設しませんか！」との誘いを三青会から受けたのは 3 年ほど前にならうか。元々船旅好きの私としては二つ返事で小笠原行きを了承した。安易な想いからの出発であったが、今にして想えばこの「小笠原くらしの総合相談」に参加したことが、私の税理士人生の大きな転機になったといえよう。その第一は、片道 25 時間半の船旅である。税理士・弁護士・司法書士・公証人・学者等と多士済々が、逃げ場のない船の中で行きも帰りも顔を突き合っているのである。議論にならない訳がない。日頃は翌日の予定を考え途中で切り上げざるをえない議論も、船中や小笠原の宿では延々と、飽きるほど続けられる。他士業の精鋭からの忌憚のない意見から得るものは非常に多い。

第二に、小笠原には資格士業は土地家屋調査士が一人住んでいるのみで、税理士など他の士業は一人もいない。小笠原村では、戦前から居住している欧米系の住民や返還後に帰島・移住した

人々が多く、村民は意外と若く、権利意識は思いのほか高い。したがって人口 2,500 人余りの村民から、相談会のたびに毎回 30 件近い相談が寄せられる。小笠原村では相談者が専門家を待ち焦がれている、といったら言い過ぎであろうか。

第三には、過疎地では当然であろうが、小笠原諸島の自然は特に素晴らしい。冬には船の近くを鯨が泳ぎジャンプする。夏にはイルカが飛びはね、海亀が産卵のため海岸に上ってくる。夜空には満天に星・星・星……。他士業と語らいながら、自らの税理士人生を見つめ直すにはこの上ない環境なのである。



●税務過疎の解消は 税理士の責務

しかしながら離島だけが「税務過疎」地ではない。税理士の専門家サービスを受けることが出来ない、または著しく困難な税務過疎の地は我々の周りに数

多く存在している。交通の便が悪く税理士の元に行き着けない地域に住まう人々、地元の名士である税理士の敷居が高く近寄りがたいと感じている納税者、税理士へのアクセスすら不可能な身体的または知的な障害者等々の存在である。われわれ税理士はこうした社会的な弱者である国民・納税者をどれほど意識して日常の業務に携わっているであろうか。いわゆる税理士業務は無償独占とされており、税理士以外の者はたとえ無償でもその業務提供はできないとされている。であるならば、「納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」税理士には国民・納税者に対して、彼らが必要とする税務サービスを供給する義務があると考えることが如何であろうか。

日本全国に 6 万 7 千人の税理士が存在することをもって「税務過疎」の存在を否定することはできない。現在、弁護士が「司法過疎」に対応すべく「ゼロワン」地域の解消に奮闘し、その社会的

使命を懸けている現状は皆さんご存知であろう。税理士業界に対しても国民・納税者はその一挙手一投足に注目しているはずである。我々は税理士法第一条の「税理士の使命」の意義を今一度噛み締める必要がある。

●21世紀の税務福祉は税理士が担い手！

「税務過疎」の本質を税務サービスを必要とする国民・納税者が、必要とする税務サービスを受けられない状態と捉えるならば「税務過疎」は、何処にでも存在する問題である。しつこいようであるが、忘れてならないのは「税務過疎」に置かれている納税者も、他の納税者と同一の納税義務を負うことであり、納税義務の履行にあたり必要とする税務サービスの提供を受ける権利は、等しく有しているということである。しかし、現在、税務サービスを提供できる唯一の資格者である税

理士は、「税務援助」と称して、ある一定の時期のみ机に並んで相談者の来場を待ち続けている。この姿勢が良いはずはない。今こそ、税理士は自ら街に出て積極的に「税務過疎」の解消に取り組むべきである。

今後21世紀は、国民・納税者が税務行政から一層の税負担と協力を求められる時代となることが予想される。こうした国民・納税者の税務に関する福祉向上（これを「税務福祉」と呼びたい）の担い手は税理士であると確信する。たとえ、何処に住んでいようとも国民・納税者の権利は守られなければならない。今、そのための具体的な行動・施策を用意しなければならない時期が到来している。

「税務過疎」が昔話として語られる日が一日も早く到来することを、小笠原の漆黒の夜空に祈った。

日税連役員との懇談会が開催される



全青税・徳田匡泰会長

15年1月23日
日本税理士会館会議室

〈懇談テーマ〉

- I 補助税理士の取扱いについて
- II 公認会計士・弁護士問題について
- III 中小会社会計基準について
商法改正について



日税連：森金次郎会長

去る1月23日、日本税理士会館702会議室において日本税理士会連合会（以下「日税連」という）幹部と全国青年税理士連盟（以下「全青」という）役員との懇談会が開催された。以下が出席者の発言の要旨である。

森金次郎日税連会長挨拶

- ①公認会計士法の改正案が今通常国会に上程されるが、これについては後で宮口専務理事が説明する。
- ②日税連が作成した中小会社会計基準を社会慣行化したい、普及の方法について考えている。
携帯できるポケット版を全会員に配布する予定である。
信用保証協会に対してこの中小

企業会計基準で作成された計算書類を添付した場合は格別のご配慮をいただきたいと中小企業庁を通じてお願いした。

国民生活金融公庫に対しても同様のお願いをする予定である。

- ③中小会社会計基準を社会慣行化すれば、平成17年の商法の全面改正時に実施されるかもしれない中小会社の任意監査に参画を申し出る事ができる。

徳田匡泰全青会長挨拶

税理士法改正後、公認会計士法の改正問題などの諸問題が目白押しで全青税としてもその対応に努力しているところである。

本日は全青税の意見を述べ、日税連の考え方をいろいろと伺ってきたい。



全青税役員の間々



日税連理事の方々

〈懇談テーマⅠ〉

補助税理士の取扱いについて

徳田全青会長

〔補助税理士登録について〕

税理士事務所又は税理士法人に勤務する税理士が増加しているなか、補助税理士への登録変更が少数に止まっている。このことは、補助税理士は他人の求めに応じられないこと（自己の税理士事務所の設置が認められない事を含む）が、あまりに協調されているからと考えられる。

補助税理士が他人の求めに応ずるには、雇用主である税理士又は税理士法人との雇用契約を変更し、その了解を得て他人の求めに応ずるとともに、遅滞なく開業税理士への登録区分の変更手続きを行えば良いことを周知させることで、登録変更は促進出来るのではないか。

なお、常時、税理士等の補助者として税理士の業務に従事する者は、登録の際に、その従事する税理士事務所等を登録事項とするにすぎず、いわゆる勤務税理士のすべてが補助税理士登録すべきとするのは、誤りである。

〔補助税理士という呼称を定着させるべきではない〕

税理士法施行規則第8条（登録事項）では、法第2条第3項の規定により、税理士等の補助者として常時同項に規定する業務に従事する者となる場合は、その従事する税理士事務所等の名称及び所在地を登録事項

とすることが定められている。また、その者は施行規則第16条及び第18条において補助税理士という括弧書きされているが、これは言い換えについて述べているものであり、補助税理士という名称を定義していると解釈することには無理がある。

税理士となる資格を有する者が税理士となるため登録をする際に、どのような業務形態によって税理士の業務を行うのかによって、登録事項のうち事務所の名称及び所在地が異なる。そのことによる区分、即ち施行規則第8条第2号イ、ロ、ハという登録区分があるだけであって、社員税理士、補助税理士、開業税理士という3種類の呼称（名称）が税理士法関係法令に定められているわけではない。社員税理士、開業税理士という呼称は、法令解釈通達で使用されているだけである。

「補助」という言葉の持つマイナスのイメージによって、補助税理士という呼び方は差別的な印象を与えたとする意見も多く聞かれるところであり、補助税理士という呼称を定着させるべきではない。多少分りにくくとも、規則8条2号ロ該当の税理士と呼ぶべきである。

坂田純一日税連専務理事

税理士法改正項目についてはきちんと解釈しなければならないので、

改正税理士法フォローアップ検討会が『税理士法改正項目に関する検討内容の公表について』を平成14年12月20日に発表した。

補助税理士の登録者は今日現在1217名である。少数かどうかは見方による。

これは勤務税理士の立場・地位を守るものである。改正前は税理士なのに税理士業務、例えば調査の立会いができなかった。それができるようになったし、署名もできる。

発想自体は悪くなかったし、当面定着させなければならない。

名称は省令なので、将来当局との話し合いで変える事も可能である。

関口潔東京青年税理士連盟会長

省令第8条（登録事項）は補助者として常時同項に規定する業務に従事する者と規定している。常時ではなく補助者として従事する者も認められてよいのではないか。省令は勤務税理士の総てが補助税理士登録すべきとしているように読めるが、税理士法をそのように解釈する根拠が理解できない。

坂田日税連専務理事

税理士法第18条で税理士となるには登録が必要である。どういう形態で業務を行うかにより登録に3区分がある。納税者から見たとき、一方で独立、一方で補助ではどうだろうか。

近藤新太郎日税連副会長

（東海税理士会会長）

税理士法第2条(業務)1項では、他人の求めに応じて行うという税理士の基本的業務形態を規定し、3項で補助者として従事する事を認めている。税理士としてはどちらかに入る。

登録とは、官公署において帳簿に記載して法律関係を公示する。そして証明する事である。この場合、公示とは納税者に対してであり、正確に伝わらなければならない。実際の業務形態と登録は一致すべきで、厳格に守らなければならない。



近藤新太郎日税連副会長(右側)

〈懇談テーマⅡ〉

公認会計士・弁護士問題について

新堂慶子全青法対策部長

現在、わが国において、規制改革の流れの中で、資格制度についても大幅な制度改革が図られています。

そこで、今国会に上程されている公認会計士法改正について、何点かご質問させていただきます。

①規制緩和という錦の御旗のもとに報酬規定、広告規制の撤廃と税理士業界を守ってきた堀がひとつずつ埋められていっている今日、日税連はこれから、われわれの職域を守っていくのか、或いは、「指導、連絡及び監督」が役目で職域を守っていく役目は日税連にはないのでしょうか？

②「ある」という返事がいただけるものとして、次の質問を致します。

今回の公認会計士を5万人にするための公認会計士試験制度改革について、私たちは、次の2つの論点があると考えられています。

第一は、公認会計士の増大は、税理士法3条1項4号の適用者(税理士となる資格を有する者)の増大と同義であるということです。したがって、3条改正は急務です。

第二は、公認会計士試験と税理士試験とのバランスが著しく阻害されることです。税理士になりたい人は、わざわざ難しい税理士試

験を受験しなくても、年間3,000人も合格できる易しい会計士試験を受験し、法3条による資格付与を受け、税理士となる方法を選択する人が増大する可能性が極めて高くなります。このままでは、税理士試験を受ける人はいなくなってしまう。

また、税理士試験合格者との均衡を著しく欠くことになってしまいます。

私たちは、税理士法第3条及び第8条を含めた、税理士試験制度改革こそが、極めて緊急な課題であると考えますが、日税連は、どのようにお考えでしょうか？ また、今後、どのような方向性をお持ちでしょうか？

③また、今回の公認会計士法の改正は、もう一つの大きな問題点があります。それは、公認会計士(監査法人)が税務業務を行えるようにするための改正を望んでいるという点です。

我々の発想では、税理士業務が税理士の独占業務であることは当然と考えていますが、公認会計士の発想では、公認会計士(監査法人)が税務業務を行うことは、世界の常識であって、日本の制度がおかしいと思っていると聞き及んでいます。

税理士資格を無くし、すべての税理士が公認会計士に移行する、いわゆる「会計士一本化制」の流れを模索する公認会計士協会に対して、私たちは、日税連に、わが国には税理士制度があるということを改めて確認して、毅然とした態度を取っていただきたいと考えています。この点について、日税連のお考えをお聞かせ下さい。

④公認会計士法改正対応プロジェクトチーム(PT)の活動についてどのように活動しているかをお聞かせ下さい。

宮口定雄日税連専務理事

職域を守っていく役目は日税連にはある。しかし、今回の公認会計士法の改正は日本の公認会計士が国際的に信頼をもたれなくなり、それに対して公認会計士監査の充実・強化を図るためである。本場米国でもエンロン事件に端を発して公認会計士への批判が起きている。日本の資本市場は間接金融から直接金融に中心が移り、投資家にとって魅力的な市場にするためのインフラ整備の一環である。

その点からは職域問題という視点から検討はされていない、しかし結果的に職域問題になるという認識はある。

まず、税務と監査は違うのか、同じなのかについての検討が重要である。

これが別々なら税理士法3条1項4号を廃止しろという話になる。

これを残すなら、我々もそちらに入れろと言える。その結果職域は広がるかもしれない。

森執行部は攻める税理士会である。

公認会計士5万人体制と言っても15年後の事である。これについては公認会計士協会も反対している。今回の改正は企業側からの要請が強い。

また、毎年2~3千人の合格者だからといって易くなる訳ではない。

公認会計士試験の改革は平成18年から実施される。これは受験生の増加を目指したが、実際に増えたのは大原やTACの受験浪人であり、彼

等は大手監査法人に就職して受験している。国家試験が就職試験の場では困るという事であり、多様な受験生にとってはそういう意味だ。

二次試験と三次試験はなくなり、二次試験のようなもの一本になる。

公認会計士法改正対応プロジェクトチームの検討している項目は、

1. 中小会社の監査に対する考え
 2. その税理士法との関連
 3. 会計に関して公認会計士と税理士という二つの制度がある事の是非
 4. 最終的にどのようなスタンスをとるか
- などである。

川崎全青商法対策委員長

平成17年度に予定されている商法の全面改正に対して日税連はどのように取り組む予定であるか。

新堂全青法対策部長

日税連では、平成3年の理事会決定（今後の商法改正に対する方針）や5年の商対経過報告（商法改正問題に対する今後の対応について）で話し合い纏まったものが、次のステップではどうするのが知りたい。

宮口日税連専務理事

商法で商業帳簿を作成する時に第32条2項の公正なる会計慣行がなければ書けない。これになって欲しいのが中小会社会計基準である。今後は商法とリンクできるように、指導の際の基準にして欲しい。

森日税連会長

法務省は、税理士は一般社会慣行上の業務ではない、税法と繋ぐ世界だと考えている。だから、商法に税理士と明記させるのには大変抵抗がある。したがって、会計業務については一般社会慣行上の業務をやっていると強く印象付ける必要があり、時間がかかる。

中小企業庁は、会計の適正担保や透明公開のために中小会社に負担は掛けさせないと言っている。これは報酬額なら10万円以下の世界だ。公認会計士監査は導入できないし、協会とは調整が必要になる。

<懇談テーマⅢ>

中小会社会計基準について 商法改正について

川崎賢二全青商法対策委員長

最終案である中小会社会計基準の位置付けについてお聞きしたい。どのように年数を目途に普及をはかるのか。昨年、日本公認会計士協会も『中小会社の会計のあり方に関する研究報告（経過報告）』を発表した。これに対してプライオリティーを持たせるような働き掛けがあるのか。

宮口日税連専務理事

税理士は税務と会計の専門家であると言われながら、税務については社会的に認知されたが会計についてはそうではなかった。しかし、商法で我々が関与した計算書類について公認会計士法の監査を受けなさいという事になっていない。それなら我々又は関与先が作成した計算書類をオーソライズしていくのが仕事であると認識した上でまとめた。270万社の内の200万社以上に關与している税理士が基準とする事により会計慣行となっていく。

公認会計士との違いは、彼等は一般に公正妥当と認められた会計基準に中小会社は除外する（例外的に簡便法等を認める）のだという決め方

をしているが、我々はこれが中小会社の会計基準だという事だ。

何故こうしたかは、基準に照らして良し悪しを論ずる時に、基準がなければ良し悪しが言えないからだ。我々はずっと法人税をやっているのだから法人税（法22条4項の一般に公正妥当と認められる会計処理の基準）に照らす事になる。これが結果として中小会社の監査と言われものに繋がって欲しい。

今後は7万人近い先生方の力を集集して、指導の際に利用して欲しい。



宮口定雄日税連専務理事（中央）

その他

徳田全青会長

日税連理事会傍聴の際に、傍聴者にも資料の提供をお願いしたい。

坂本英雄日税連総務部長

組織的に言えば、日税連理事会が終わった後に各税理士会の理事会が

あり、その後一般会員にその情報が伝わる流れから、傍聴時に資料を提供するのは早すぎる。連合会であり税理士会を蔑ろにできない。

しかし、透明性・公開性という時代の趨勢も理解している。

もう少し検討するので待って欲しい。

(広報部副部長 西浦正和)



特別寄稿

ヤミ金問題の現状

埼玉青年司法書士協議会

司法書士 比留間 貢

最近ニュースや新聞記事などに、「ヤミ金」という言葉が目立つようになってきた。ワイドショーやニュース番組の特集などでも、頻繁にヤミ金問題が取り上げられている。

この「ヤミ金(闇金融)」,以前は違法な無登録業者を指す言葉として使われていたが、最近では登録の有無に関わらず、出資法*の上限金利以上の利息を取る貸金業者を総称して「ヤミ金」と呼んでいる(むしろ最近のヤミ金は、新聞や雑誌などに広告を掲載するために、手続の簡単な都道府県知事登録をおこなっているところが多い)。

*出資法(出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律)第5条(抜粋)貸金業者が年率29.2%を超える利息を受領した場合、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金に処す(契約をしただけでも同罪)

ヤミ金の特徴としては、「違法利息」「暴力的・脅迫的取立て」が挙げられる。利息については、出資法の上限利息の何十倍という違法な利息を取っており、また取立てについても、暴力的・脅迫的に、債務者やその家族に借金の返済を迫り、更には、隣近所や勤務先、子供の学校にまで催促の電話をかけるなど、事実上の脅迫・恐喝行為を行なってお

り、どちらをとっても完全な犯罪行為である。

ではなぜヤミ金被害者達は、そういった「違法利息」「暴力的・脅迫的取立て」のヤミ金から、お金を借りてしまうのであろうか。

まずヤミ金のターゲットとして一番狙われやすいのは、すでに消費者金融会社等に借金があり返済が滞っている人や、過去に自己破産など債務整理をしたことのある人などである。こういった人達は、いわゆるブラックリストに載っているため、一般の貸金業者からはお金を借りることができない。そこへヤミ金が、新聞や雑誌の広告・ダイレクトメール・電話などで、「50万円まで無担保融資」「ブラックリストの人でもOK」などと誘いをかけるのである。ダイレクトメールや電話での勧誘には、裏で売買されている「債務者名簿」が使われる。この名簿には、官報に掲載された自己破産者のリストや、貸金業者から流失した顧客リスト、他のヤミ金業者の顧客リストなど様々なものがあるようで、お金を困っている債務者だけを、効率的に勧誘できるようになっている。

そして、誘いに乗ってきた債務者に対して、「まずは少額を2~3回借りて返してもらい、信用が付いたところで全額を貸す」と説明し、本人だけでなく、家族の連絡先まで聞き出した上で、2万円程度を貸し付ける。

貸付条件は、2万円の場合、まずは手数料と称する5000円を引いた1万5000円を債務者の銀行口座に振り込み、10日後に元金の2万円と、10日分の利息である1万5000円の計3万5000円を返済する、といったものが多い。また、全額返済が無理な場合、利息分の1万5000円だけを支払えば、さらに10日間返済期日が延びる仕組みになっている(当然また1万5000円の利息が付く)。この利息を年率に換算すると、何と3000%以上という超高金利である。

お金を困っている債務者は、それでもヤミ金からお金を借りてしまう。当然10日後に全額を返済できるはずがなく、なんとか利息分の1万5000円を支払って、返済期日を延ばしてもらおう。しかし、20日後、30日後となってくると、いよいよ利息分すら支払えなくなってくる。

そして、ヤミ金から脅迫まがいの取立て電話がかかってくるのである。「今から取りに行くぞ」「隣の家に行き行って借りてきてやる」「旦那の会社の上司から借りてきてやろうか」「子供の学校に電話するぞ」「お前を殺しに行くからな」……。そして、無言電話、お悔やみ電報、家族や勤務先への電話、家の周りに催促の張り紙、と、執拗な嫌がらせが連日続く。

これで大抵の債務者は精神的にまいってしまう。

そこへタイミング良く、別のヤミ

金から電話がかかってくる（実は先のヤミ金とグルになっている場合が多い）。そして、今の状況から逃れたいあまり、そのヤミ金から新たにお金を借りて、先のヤミ金に利息として支払ってしまうのである。

こうして、他のヤミ金から借入をしては利息を支払うという悪循環が続き、あっという間に20社以上から数十万円の借金ができてしまう。まさにヤミ金の思うツボである。

では、このようなヤミ金に対しては、どのように対処すれば良いのか。一番いけないのが、全額を返済して解決しようとする事である。そんなことをすれば絶好のカモとばかりに、次々にヤミ金が襲いかかってくる（中には、債務者の銀行口座に勝手にお金を振り込んでおいて取立てをしたり、そもそも借りてもないのに、強引に取立てをするヤミ金までいる）。

ではどうするか。まず、利息については出資法違反で無効なのだから、すでに元金相当額を返済しているのであれば、「もう返済し終わっ

ている」とつっぱねるのである。また、そもそも高利の貸付行為自体が違法なのであるから、不法原因給付（相手方の不法な原因によって得たものは返す義務が無い：民法第708条）として「一銭も返さない」と断る方法もある。いずれにしても毅然とした態度で、これ以上はどんなことがあっても支払わない、と断言するのである。それでもなお取立てに来るようであれば、警察を呼ぶことである。以前は「民事不介入」とばかり、警察も取り合ってくれないことがあったが、最近では、出資法違反は犯罪行為だという認識が浸透してきているので、それなりに期待ができる。とにかくヤミ金に「こいつを脅しても、時間の無駄だ」とあきらめさせるのである。

最初の1週間さえ乗り切れば、取立ては止むことが多い。一人で悩ま

ずに、早めに各地の被害者の会や、司法書士・弁護士に相談することが肝要である。

ヤミ金被害がここまで拡大した原因には、出資法違反の犯罪行為であるにもかかわらず、警察の取締りが不十分であったことや、簡単に貸金業の登録ができてしまう都道府県の登録制度の不備などが挙げられる。しかし、ヤミ金に手を出さざるを得ない多重債務者を作り出している、昨今のクレジット・消費者金融会社の過剰融資にこそ、根本的な問題があると言える。

現在「ヤミ金規制法」の立法が検討されているが、ヤミ金問題の真の解決のためには、出資法の上限金利の引下げを含む、クレジット・消費者金融会社の過剰融資を抑制する法律も合わせて立法することが、必要不可欠なのである。



ランドマークタワーの夕景

神奈川青税から——

全国青税連 横濱大会のご案内

2003年8月2日(土) 新横浜プリンスホテル

横濱大会実行委員

実行委員長	石井 孝雄
事務局	荒井 高宏
会計	城田 英昭
懇親会	清水ふみ代
広報	大沼はるみ
前夜祭担当	大平 宏
韓国来賓	高垣 希

1996年のランドマーク以来7年ぶりに神奈川県が担当して全国青税大会が横浜で開催されます。開催地市長として中田宏横浜市長をお呼びし、第一部に国民総背番号制に繋がりかねない住民基本台帳ネットワークについての基調講演及びパネルディスカッションを行います。また、前日にはみなとみらいの花火大会を前夜祭として行うなど楽しい企画満載です。

詳細は次頁以降をご覧ください。皆様の参加をお待ちしています。

第36回全国青税 横濱大会

住基ネット で激論必至？

全国大会実行委員長
石井孝雄

基調講演

片山虎之助総務大臣
中田宏横浜市長
山田宏杉並区長

今年の8月2日の全国大会は、以下のスケジュールに合わせて横浜（新横浜プリンスホテル）で開催されます。いつものように定期総会、懇親会が開催されますが、その前段では、住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という）についての基調講演及びパネルディスカッションの時間を設けてあります。特に基調講演には、片山虎之助総務大臣、中田宏横浜市長、山田宏杉並区長といった住基ネットにおいて話題となっている時の人が揃って登場します。このため、全国の会員はもとより神奈川県民にも彼らの話をじっくりと聞いていただきたく、基調講演等は県民参加型のオープン企画となっております。

そして、これらの基調講演を拝聴した後は、単位青税の各代表達と河村たかし衆議院議員、石村耕治大学教授らによるパネルディスカッションを行い、会場のみなさんでその審議を確かめていただきたく思います。この住基ネットにつきましては、本紹介記事の後段で少し詳しく説明させていただきますので併せてご一読下さい。

また、懇親会では祭囃子保存会の和太鼓（和）を目と耳で楽しんだり、早稲田大学の軽音楽部による心癒されるBGM演奏（洋）のもとでの美味しい食事に加えて、横濱大会ならではの、本場中華街の獅子舞（中）が会場を練り歩き、その迫力と音でみなさんをびっくりさせます。このように和・洋・中をセットにした懇親会をじっくりとご堪能下さい。

さらに前日にもお時間のある方は、前夜祭の花火大会をお楽しみ下さい。参加料が少しお高いですが、横浜市民でもまず乗れることがない人気抜群の屋形船をご用意いたしました。屋形船で横浜港を出港し、ベイブリッジやランドマークタワーを船上から見て楽しんだ後には、ビールを傾けながら夜空を彩る8000発の花火を満喫できます。この屋形船は

前の年の12月には予約でいっぱいになってしまう人気ものです。是非是非お早めにお申し込み下さい。先着順で40名様限定となります。

それでは、みなさまのお越しを潮の香りただよう横浜で、神奈川青年税理士クラブ一同心からお待ち申し上げます。なお、大会スケジュール等は以下のとおりですので、ご参照下さい。

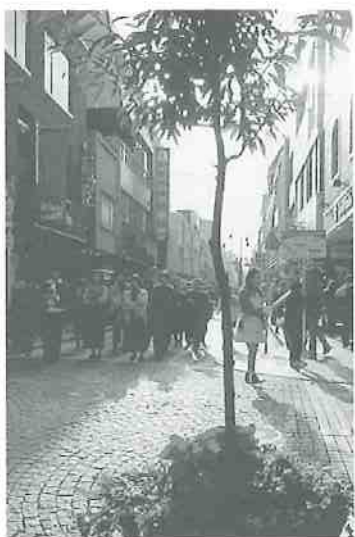
1. 横濱大会スケジュール

- | | | |
|------|-------|---|
| 8月1日 | 18:30 | 前夜祭 横浜港の花火大会を屋形船に乗って鑑賞 |
| 8月2日 | 11:30 | 受付開始 |
| | 12:30 | 中田宏横浜市長 開催地挨拶と講演 |
| | 12:50 | 第一部 住基ネット基調講演
(反対派) 山田宏杉並区長
(賛成派) 片山虎之助総務大臣 |
| | 14:00 | 第二部 パネルディスカッション |
| | 15:05 | 定期総会 |
| | 18:15 | 懇親会 |



中田横浜市長

新横浜プリンスホテル



元町商店街



外人墓地

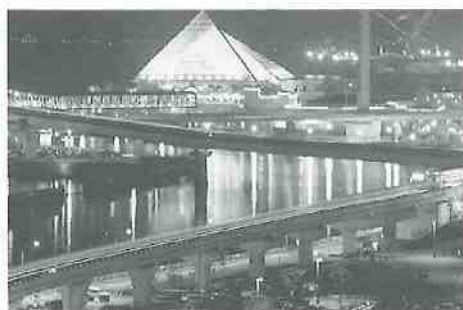


赤れんが倉庫

横浜観光スポット



ベイブリッジ



八景島シーパラダイス



中華街

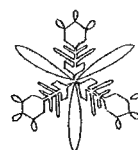
2. 観光案内

観光地横浜を支える人気スポットのうち特選したものをここにご紹介いたします。是非お時間のある方は、足をお運び下さい。

- (1) **元町**：開港当時居留地に暮らした外国人たちの御用達の店が集まったことから始まったショッピングストリート。今も、各店のオリジナルの服・靴・雑貨が全国的な人気を博すおしゃれの発信地。2月と9月のチャージングセールには多くの人が集まる。
- (2) **横浜外人墓地**：横浜開港当時の発展に貢献した19世紀の人々をはじめとし、40数カ国の外国人約4500人が眠る。資料館には埋葬者の業績を紹介する資料を展示。墓地内は非公開、ただし3月末から11月まで金・土・日曜日のみ墓地維持管理募金のための公開あり。
- (3) **港の見える丘公園**：横浜港を見下ろす小高い丘にある公園。横浜ベイブリッジを望む絶好のビュー

- ポイント。春と秋にはローズガーデンも見頃。
- (4) **中華街**：世界最大規模を誇り飲食店、雑貨屋等が500軒以上ひしめき合う。赤や黄色で彩られた独特の街並みが、横浜のもうひとつの異国情緒をかもし出している。
- (5) **ランドマークタワー**：地上70階、高さ296mの超高層ビルは横浜のシンボリック的存在。ショッピングの楽しめるランドマークプラザが隣接する他、ホテルやホールなどが入っている。69階の展望フロア「スカイガーデン」からの景色は最高。
- (6) **赤レンガ倉庫／パーク**：明治／大正の煉瓦造建築が人気の外観はそのままに、がらりと変わってお目見え。1号館はホール、多目的スペース、2号館にはライブレストランとビアレストランの他、飲食・物販店が31軒。まわりには木々を配した公園が広がり、のん

- びり安らぐにもおすすめ。
- (7) **ラーメン博物館**：館内に昭和33年のレトロな町並みを再現。全国選りすぐりのラーメン店が軒を連ね、ラーメン文化と歴史にスポットをあてた展示もある。
- (8) **八景島シーパラダイス**：日本最大級的水族館、アクアミュージアムでは、10万匹の魚やホッキョクグマ、ラッコが見られる。海をテーマにした乗り物のプレジャーランド。ファーストフードから世界各地の味まで楽しめるレストランプラザ、オリジナルのお土産がいっぱいのベイマーケットなど、一日では遊びきれない人工島。



横濱大会に備えてご一読を——全国大会実行委員長 石井 孝雄

住基ネット関連資料

住基ネットに関する現状説明と新聞紙面等で取り上げられている問題点について簡潔にまとめてみましたので大会までに参照してみてください。

(1) 住基ネットの現状説明

2002年8月5日、住基ネットがスタートし、参加しない東京都杉並区や同国分寺市、福島県矢祭町、市民による選択制を取る横浜市、札幌市などの住民約400百万人を除いた日本国民に、住民票コードとよばれる11桁の番号が付けられました。(稼働後、東京都中野区、同国立市が離脱)

住基ネットは、市町村と都道府県、そして総務大臣が指定した情報処理機関である財団法人・地方自治情報センターに、それぞれ置かれたサーバーとよばれるコンピュータを電気通信回線(IP-VPN：仮想専用線)で相互に結び、それぞれに本人確認情報(氏名、生年月日、性別、住所、住民票コードと、これらの変更情報)を記録保存することで、国民の個人情報を自治体や政府機関が必要に応じて、利用できるようにするシステムです。

政府は、住基ネットによって、住民票の写しが全国どこでも取れる、転入転出の手続きが簡単になる、国などへの届出に住民票の写しを付けなくて済む、住民基本台帳カード(住基カード)が活用できるなどを利点としてあげ、住民サービスの向上や行政改革につながると説明しています。しかし、毎年発行される住民票の写しは、国民1人あたりにすれば0.7枚程度に過ぎません。さらにこの内のかなりの部分がサラ金業者からのものです。また、市町村外へ引越しする人は、年間600百万人程度であり、国民1人あたりに換算すれば、転入転出の手続きが簡単になる恩恵を受けるのは20年に1回程度に過ぎないのです。この程度のサービスにもかかわらず、政府は、構築に365億円、維持に毎年190億円の経費が必要だとしています。

世論は、住基ネット反対が多数派です。朝日新聞が、2002年7月に実施した世論調査では、個人情報流出や不正に使われる不安を感じている人

が8割以上にのぼり、76%が稼働の延期を望むと回答しています。同紙は「片山虎之助総務相は『稼働は国民の意思』と述べたが、国民の意識とはかけ離れているようだ」(2002年7月21日付け)と論評しています。

住民票コード通知書の受け取り拒否や返却、番号変更や削除請求、異議申立て、住民監査請求などの動きが全国に広がっています。また、市民選択制をとる横浜市では、当初の予想をはるかに上回る市民4人に1人が不参加の意思を示しました。

住基ネットの担い手である自治体も、稼働に積極的ではありません。日本弁護士連合会が稼働目前の去年の6月に行った全国の市区町村を対象としたアンケートには、自治体の7割強が2002年8月稼働に否定・懐疑的な回答を寄せています。また、70を超える市区町村の議会と、50近い首長が住基ネットの施行延期を求める意見書を政府に提出しました。

にもかかわらず、政府は住基ネットを予定通りスタートさせました。なぜ急ぐのでしょうか。政府は、「世界最先端のIT国家」を2005年までに目指すe-Japan戦略を進めています。世界最先端のIT国家では、市役所などへの手続きがインターネットでできるようになる電子申請が実現します。手続きには、申請者が真に本人であるかどうかの確認が必要ですが、インターネットでは、これまでのような印鑑は使えません。そこで、その代わりとして、政府は、住基ネットを利用した本人確認のためのシステムである「公的個人認証サービス」の構築を進めているのです。住基ネットを本人確認に利用すれば、最新のデータに基づき瞬時に1億2千万人の中から個人を確実に特定できます。

電子申請も公的個人認証サービスも2003年にスタートさせるのがe-Japan戦略の目標であり、先延ばしはできないのです。7月5日の記者会見で、稼働延期論に対し、片山総務大臣は「申請そのものはオンラインでやっても本人確認の添付書類は全部もとのままだと(電子政府・電子自治体なん

てできっこない)」と発言しています。これが、住基ネットを急ぎ稼働させる理由の一つです。

しかし、拙速な住基ネットの稼働は、電子申請に対する国民の不安を高め、政府の思惑に反してマイナスに作用しているようです。市場調査のガートナー・ジャパンがITに関し知識を有する有識者やITの先進的なユーザー層に対して去年の7月末に行った調査によれば、電子申請や届出について、利用したいとする住民の比率が前年対比で軒並み低下しています。同社は「セキュリティ上の不安要因を軽減する措置を講じない限り、導入しても、実際に利用される可能性は低いと推測」し、「(住基ネットの)稼働に際して、個人情報保護に対する住民の関心が高まったことが、この背景にあると考えられる」としています。

住基ネットを急ぐもう一つの理由は、公にされることのないものです。防衛庁の事件に見られるように、政府には常に、意見を異にするものの動静を把握したいと考えている者たちがいます。現在、国民の個人情報、政府や自治体のコンピュータに業務ごとに別々にデータベース化されています。全体として膨大な量であり、また分散しているため、特定の人物に関する情報をもれなく集めようとしても、たいへんな手間と時間がかかります。

しかし、こうしたデータベースに住民票コードを付け加え、ネットワークで結ぶことにより、調べたい人物の番号さえわかれば、名前も性別も生年月日も住所もわからなくても、確実に個人を特定し、個人情報をたやすく確実に集めることが可能になります。個人情報の集約は、国民を管理統制する上でたいへん有効です。特に、有事の際に、国民をそれぞれの特性や特技、資格などに応じて効率的に徴用し配置する際には、とてつもなく大きな力を発揮すると考えられます。もちろん、思想信条により排除する場合も含めてです。

これまで政府は、住基ネットによる本人確認情報を利用できる国の機関や事務は、法令に規定された10省庁・93事務に限定されるとしてきました。しかし、住基ネット稼働前の6月に、これをパスポートの発給や不動産の登記、自動車の登録などの171事務を新たに加え、264事務に拡大しようとする住民基本台帳法の再改正を含む法案を国会に提出しました(2002年12月6日、衆議院本会議にて与党3党などの賛成多数で成立)。

住基ネットの利用拡大が進めば、役所に提出する申請書などに住民票コードを記入するのが当たり前になります。住基ネットの利用拡大の一環としてパスポートの申請用紙の変更が検討されていますが、これには11桁の番号欄が設けられています。申請者が記入した住民票コードが、業務を効率的に行うためにデータベースに入力されるようになるのは、まず間違いないでしょう。政府機関などが保有する個人情報データベースに、こうして住民票コードが共通の検索キーとして確実に付け加えられていくことになるのです。

正に国民総背番号制です。

(2) 2003年8月本格稼働(第2次サービス開始)へ向けた問題提起

総務省指導により、約200の自治体が住基ネットに常時接続できていないが、どうする？

総務省は、インターネットと接続できるLANにつながった既存システムの稼働中は、住基ネットとの回線を遮断するよう求めているといいます。このままだと、市町村のコミュニケーション・サーバー(CS)間で直接データをやり取りすると総務省が説明する「住民票の写しの広域交付」、「転入転出の特例処理」のサービスは、多くの自治体では提供できません。今年の8月までに解決するのでしょうか。

また、個人情報保護の観点から自主的に常時接続していない自治体もいくつか存在します(例えば、宇治市、新居浜市)。こうした自治体が、納得できるレベルまで、住基ネットのセキュリティを短期間に向上させることは可能なのでしょうか。

第2次サービスの開始により、住基ネットを流れる個人情報が増えるが、大丈夫か？

本人確認情報(氏名、性別、生年月日、住所、住民票コードと、これらの変更情報)だけではなく、「住民票の写しの広域交付」では、(1)氏名、(2)生年月日、(3)性別、(4)続柄、(5)住民となった年月日、(6)住所、(7)住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所、(8)住民票コードが、「転入転出の特例処理」では、(1)氏名、(2)生年月日、(3)性別、(4)続柄、(5)戸籍の表示、(6)住所、(7)転出先及び転出の予定年月日、(8)住民票コード、(9)国民健康保険の被保険者であ

る旨等、(10) 介護保険の被保険者である旨、(11) 国民年金の被保険者種別等、(12) 児童手当の支給を受けている旨——が、ネットを流れます。

「都道府県や指定情報処理機関のサーバにそれらの情報が記録・保存されたり、国の行政機関等に提供されることはありません」と総務省は説明しますが大丈夫なのでしょうか。

住基カードは、間に合うのか？

来年度予算の編成に向け、多くの自治体では作業が始まっています。住基カードの仕様は、去年10月末にようやく明らかになったようですが、一部のICカードメーカーからは、開発・商品化が間に合わないとの悲鳴も聞こえてきます。商品化が進まなければ、市町村は見積りを取れず、積算できません。果たして予算措置は間に合うのでしょうか。

2003年8月の時点で、住民から住基カードの交付の申請があったにもかかわらず、カード発行の準備が間に合わなかったために交付できなければ、市長村長は住民基本台帳法(30条の44)違反となります(罰則規定は無い)。

また、「空きメモリを利用して、市区町村が条例で利用目的を定めることにより、各種の行政サービスを提供いたします」と総務省は言いますが、今年8月までに残された議会は、多くの市町村で

はあとは6月議会のみです。総務省から「住民基本台帳カード利用条例の考え方(素案)」が去年の9月24日に示されていますが、どんなサービスを提供するのか、市町村として、住民の要求や生活実態、地域の状況、さらには必要な経費などを元に検討し、決めなければ、条例案は作れません。果たして間に合うのでしょうか。



神奈川県立歴史博物館のドーム

あとがき

この1年間、広報部長として主に広報誌の編集活動をさせていただきましたが、段取りの悪さから各号が予定した時期より遅れてしまい、関係者にご迷惑をおかけすることになり申し訳なく思っています。それにも係わらず、忙しい中執筆協力をしていただいた皆さんには、大変感謝しております。私個人としては、広報誌の取材ということで昨年12月の国会陳情及び今年1月の日税連役員との懇談会に参加し、当事者の生の意見や展望を聞くことが出来大変有意義だったと思います。どうも有難うございました。(中村)

日税連役員との懇談会に参加したのは二度目ですが、情報量と勉強量が違うので、半ばご指導を受けたような印象です。これは日税連理事会を傍聴していても感じる事です。(この場合はレクチャーを受けるのは日税連の幹部以外の理事です)

徳田会長の補助税理士の取扱についての発言及び新堂法対策部長の公認会計士・弁護士問題についてのそれは、予め準備して配布した書面を読み上げたそのものですから、要旨ではありません。その結果、である調・ですます調が混在する記事になりました。

ところで、宮口日税連専務理事の「税務と監査は違うのか、同じなのか」という問い掛けには考えさせられました。

りそな銀行への2兆円の公的資金の投入のニュースは、税効果会計と繰延税金資産という言葉を有名にしました。税務と無関係に監査はできない。その意味では違わないと思います。また、懇談会では標題だけで触れる事のなかった弁護士問題についても、弁護士や裁判官は税法の専門家ではないと思います。それは、民事裁判でおかしな判決や和解が出て思わぬ課税が生ずる事があるからです。そういう事が起きないように彼等には税法の専門家でもあるという自覚を持ってもらいたいです。勿論、司法試験や公認会計士試験が今のままでいいとは思いません。(N.M.)